「特別養護老人ホーム金澤備中」重要事項説明書

（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設）

当施設は介護保険の指定を受けています。
（第１７９０１０１４４６号）

当施設は入居者に対してユニット型指定地域密着型介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人……2
2. ご利用施設……2
3. 施設の概要……2
4. 居室の概要……3
5. 職員の配置状況……3
6. 当施設が提供するサービスの概要と利用料金……5
7. 入居の条件……8
8. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)……8
9. 残置物の引取について……10
10. 苦情の受付について……10
11. サービス提供における事業者の義務……11
12. 介護事故発生時の対応及び防止等について……12
13. 虐待防止のための措置について……13
14. 損害賠償について……13
15. 施設利用の留意事項……13
16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について……14

１．施設経営法人

(1)法人名	社会福祉法人久楽会
(2)法人所在地	金沢市利屋町は 64 番地 l
(3)電話番号等	電話番号　076-256-5117　ＦＡＸ番号　076-256-5118
(4)代表者氏名	理事長　　新谷　博範
(5)設立年月	平成 12 年 7 月 17 日

２．ご利用施設

(1)施設の種類	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム) 令和 7 年 4 月 l 日　指定
(2)施設の目的	心身の障害により常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者が入居し、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることにより、その有する能力に応じて自立した日常生活を営めるよう援助することを目的とする。
(3)施設の名称	特別養護老人ホーム金澤備中（かなざわびっちゅう）
(4)施設の所在地	金沢市材木町 21 番 21 号
(5)電話番号等	電話番号　076-231-3939　ＦＡＸ番号　076-231-3936
(6)管理者氏名	戸部　一則（施設長）
(7)運営の方針	入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。
(8)開設年月	令和 7 年 4 月 1 日
(9)入居定員	29 人

３．施設の概要

(1)建物の構造	鉄骨造３階建て
(2)建物の延べ床面積	1,750.90 ㎡
(3)併設事業	（介護予防）ユニット型指定短期入所生活介護
(4)施設の周辺環境	藩政期から続く伝統的な街並みの残る材木町（旧備中町）にあって、周辺には、材木町緑地や又五郎町ふれあい緑地などの自然環境にめぐまれ、また、とても静かで落ち着いた、たたずまいがあり、ゆったりとした時間の流れの中で日常の生

活を送る施設入居者に最適な環境です。

４．居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、入居者の心身の状況や居室の空き状況等によりご希望に沿えない場合があります。

〈主な居室・設備等の概要>

居室・設備の種類	概　　要
居　室	全室個室
共同生活室	３つのユニットごとに１箇所設置されています。居室に近接しており、入居者の食事、交流等の場所となります。
洗面設備	各居室に設置しています。
便　所	２階と３階の各共同生活室に、それぞれ５箇所設置しています。そのほか２階と３階のスタッフコーナーにも各１箇所配置。
浴　室	各ユニットごとに介護用ユニットバスがあります。
医務室	医療法に規定する診療所として必要な医療機器を備えています。

※上記は、金沢市が条例で定める基準により、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。居室利用にあたっては、介護保険の給付対象とならないため、入居者に居住費をご負担いただきます。

※居室の変更:入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により必要とみられる時や、入院された場合等には居室を変更する場合があります。その際には、入居者や契約者等と協議のうえ決定するものとします。

５．職員の配置状況

当施設では、入居者に対してユニット型指定地域密着型介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況>　　［令和７年４月１日現在］

①管理者(施設長)	１名
②生活相談員	１名以上
③介護支援専門員	１名以上
④介護職員	９名以上
⑤看護職員	１名以上
⑥機能訓練指導員（看護師）	１名以上
⑦栄養士又は管理栄養士	１名以上
⑧嘱託医	１名以上
⑨事務員	１名以上（１名は事務長）

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※調理業務は外部委託していますので、調理員の配置はありません。

※兼務が可能な職員は、指定基準の範囲内で、他の職務を兼務することがあります。

〈職員の勤務体制〉

職種名	勤務区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
管理者(施設長)、事務員、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、栄養士（又は管理栄養士）	通常勤務	8時30分	17時30分	12時00分～13時00分
介護職員	早番	7時00分	16時00分	勤務時間中に１時間
	日勤	8時30分	17時30分	勤務時間中に１時間
	遅番	10時00分	19時00分	勤務時間中に１時間
	夜勤	16時00分	9時00分	勤務時間中に１時間

※状況によって変更する場合があります

<主な職種の職務内容>

①管理者(施設長)

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

②生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言を行います。

③介護支援専門員

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、地域密着型施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。

④看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の健康管理・看護、施設の保健衛生業務に従事します。

⑤介護職員

入居者の日常生活の介護及び援助業務に従事します。

⑥機能訓練指導員

入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

⑦栄養士又は管理栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事します。

⑧医師

入居者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事します。

⑨事務員

庶務及び会計業務に従事します。なお、事務長は、施設長の命を受け、事務を司り、職員の指揮監督を行います。

６．当施設が提供するサービスの概要と利用料金

施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として【重要事項説明書　別紙】記載の利用料の 1 割相当分（一定以上の所得者は 2 割又は 3 割）と居室及び食事代、入居者の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とします。なお、費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとします。

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。但し、当施設が提供するサービスについて、利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額を契約者にご負担いただく場合があります。

(1)介護保険給付の対象となるサービス(ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費)

（契約書第 3 条参照）

※料金は、別紙(1)施設サービスに係る費用「基本サービス料金」のとおりです。

①介護

1.入浴

・適切な方法により、入浴の機会を提供します。

・やむを得ない場合には、清拭を行います。

・寝たきりの方等で座位のとれない方は、特殊浴槽を使用して入浴することができます。

2.排泄

・心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行います。

・おむつを使用せざるを得ない場合は、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えます。

3.褥瘡予防

・褥瘡が発生しないよう適切な介護とともに、その発生予防に努めます。

4.その他介護

・入居者の離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。

②食事(食費は介護給付対象外です。)

・栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮するとともに、概ね次の時間に提供します。

朝　食: 7:00～9:00　　昼　食:12:00～14:00

夕　食:17:00～19:00　　おやつ:15:00～15:30

・自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して共同生活室で行います。

③相談及び援助

・入居者又はその家族に対して、相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他援助を行います。

④機能訓練

・日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

⑤健康管理（医師の診療・処方箋や調剤費等の医療費等は介護給付対象外です。）

・医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

※前記のサービス利用料金は、入居者の要介護度に応じて異なります。
※入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額)をお支払い下さい。
※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

(2)その他介護保険給付の対象となるサービスの加算(契約書第 3 条参照)

※料金は、別紙(1)施設サービスに係る費用「加算料金等」欄記載のとおりです。

(3)介護保険給付の対象とならないサービス(契約書第 4 条参照)

※以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。

①居室代(居住費)

※料金は、別紙(2)居室代(居住費)　記載のとおりです。

②食事代

※料金は、別紙(3)食事代　記載のとおりです。

③日常生活費及びその他の個別サービス利用料金

※料金は、別紙(5)その他の個別サービス利用料金　記載のとおりです。

(4)利用料金のお支払い方法(契約書第 6 条参照)

前記(1)(2)及び(3)の料金・費用は、１ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、原則として翌月末日までに以下の方法でお支払いください。また、１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

①指定金融機関口座からの自動引き落とし
②当施設１階事務所窓口での現金支払い
③下記指定口座への振り込み
　北陸銀行　新神田支店　普通　NO.６０９８６３９
　［口座名義］フク）キュウラクカイ

(5)協力医療機関について

医療を必要とする場合は、入居者のご希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

① 協力医療機関

○医療機関の名称　：小池病院
○所在地　：金沢市大手町８番２０号
○診療科　：内科、リハビリ科、外科、整形外科
○入院設備　：有

○医療機関の名称　：浅ノ川総合病院
○所在地　：金沢市小坂町中８３番地
○診療科　：総合病院

○入院設備　　：有

②協力歯科医療機関

○医療機関の名称　：すこやか歯科クリニック

○診療科　　：歯科

○所在地　　：金沢市西金沢２丁目４番地

７.入居の条件

1.原則、要介護３～要介護５の認定を受けた方（特例は除く）

2.原則、金沢市在住の方

3.夜間は看護職員が不在となるため、昼夜を通して吸痰行為を必要としない方

4.経管栄養を必要とされていない方

※その他条件につきましてはお気軽にご相談ください

８．施設を退居していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退居していただくことになります。(契約書第 14 条参照)

①要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合

③施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合

④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑤入居者から退居の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)

⑥事業者から退居の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)契約者からの退居の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第 15 条、第 16 条参照)

契約の有効期間であっても、契約者より当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の 30 日前までに申し出てください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

②入居者が入院された場合

③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑥他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れが

ある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退居していただく場合(契約解除)(契約書第 17 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②契約者による、サービス利用料金の支払いが２か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④入居者が連続して３か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

⑤入居者が介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所もしくは入院した場合

<入居者が病院等に入院された場合の対応について>(契約書第１９条参照)

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

１ヵ月につき６日以内(連続して７泊、複数の月にまたがる場合は 13 泊)の短期入院の場合は、退院後、再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(入院・外泊時費用及び居住費)

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、３ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。尚、上記短期入院の期間を超える入院の期間中についても、所定の利用料金をご負担いただきます（居住費）。尚、この場合にご負担いただく居住費は、別紙(4)②の減免対象者（第１段階～第３段階）であっても、基本料金（日額 2,200 円）となります。

③３ヶ月以内の退院が見込まれない場合

３ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、契約を解除いたします。但し、長期入院後、当施設に再入居の申込をおこなう場合には、居室の空き状況等により優先的に入居できる場合があります。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の入院・外泊時費用の料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

(3)円滑な退居のための援助(契約書第 18 条参照)

入居者が当施設を退居する場合には、契約者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

ア.適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
イ.居宅介護支援事業者の紹介
ウ.その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

９．残置物の引取について(契約書第 21 条参照)

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。但し、入居契約が終了した際に、当施設に残された入居者の所持品(残置物)を入居者自身が引き取れない場合に備えて、契約者に残置物を引き取ることをご承諾いただきます。

当施設は、契約者に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

なお、引渡しにかかる費用については、入居者又は契約者に実費相当分をご負担いただきます。

１０．苦情の受付について(契約書第 23 条参照)

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

①苦情受付担当者　　：[職名]生活相談員　(TEL 076-231-3939)

②苦情解決責任者　　：[職名]管理者（施設長）

③第三者委員　：苦情解決に要する社会性や客観性の確保と入居者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために「第三者委員」を設置しています。

【第三者委員】

・氏名：宮嶋　千晶（東備中町民生児童委員）
・住所：金沢市材木町２５－２１
・電話：０７６－２３１－０１４５

・氏名：北　篤司
・住所：金沢市西金沢新町２００番地
・電話：０７６－２４９－４９８８

④受付時間　　平日　　月曜日～金曜日　9:00～17:00

(2)苦情の解決方法

①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

ア.第三者委員による苦情内容の確認

イ.第三者委員による解決案の調整、助言

ウ.話し合いの結果や改善事項等の確認

④行政機関その他苦情受付機関の紹介

上記③で解決できない苦情は、以下の行政機関等に申し立てることができます。

金沢市福祉健康局介護保険課	所在地　：金沢市広坂１丁目１－１ 電話番号：076-220-2264
石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地　：金沢市幸町12番1号 （石川県幸町庁舎４階） 電話番号：076-231-1110
石川県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地　：金沢市本多町3丁目1番10号 （石川県社会福祉会館２階） 電話番号：076-234-2556

１１．サービス提供における事業者の義務(契約書第８条、第９条参照)

当施設は、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

②入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入居者から聴取、確認します。

③入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日 30 日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。

④入居者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、入居者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

但し、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

但し、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合等には、医療機関、居宅介護支援

事業者等に入居者の心身等の情報を提供します。
また、入居者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得ます。

※前記に関する当施設の個人情報保護方針及び個人情報の利用目的は以下のとおりです。

<個人情報保護方針>

当施設では、入居者により良い介護を受けていただけるよう日々努力を重ねております。入居者の個人情報につきましても、適切に保護・管理することの重要性を認識し、以下の個人情報保護方針を策定し、確実に履行することに努めます。

1.個人情報の収集について

当施設が入居者の個人情報を収集する場合、入居者の介護に関わる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。

2.個人情報の利用及び提供について

当施設は、入居者の個人情報の利用につきましては、以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

①入居者の了解を得た場合
②個人を識別あるいは特定できない状態に加工(注 1)して利用する場合
③法令等により提供を要求された場合

当施設は法令等に定める場合を除き、入居者の同意なく、その情報を第三者(注 2)に提供しません。

3.個人情報の安全管理について

当施設は、入居者の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、入居者の個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は入居者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4.法令遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当施設は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、適宜、個人情報保護の仕組みの見直しを図り、改善を行います。

5.問い合わせ窓口

当施設の個人情報保護方針に関してのご質問や入居者の個人情報のお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。

窓口 ：事務所 苦情受付担当者

(注 1)単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態にされていること。

(注 2)第三者とは、情報主体および受領者(事業者)以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または情報主体によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をさす。

※この方針は、入居者のみならず、当施設の職員及び当施設と関係のある全ての個人情報についても上記と同様に取扱います。

<個人情報の利用目的>

1.施設内での利用

①入居者に提供する介護サービス
②介護保険事務
③入退居等の居室管理
④会計・経理
⑤事故等の報告
⑥当該入居者への介護サービスの向上
⑦施設内介護実習への協力
⑧介護の質の向上を目的とした施設内事例研究
⑨その他、入居者に係る管理運営業務

2.施設外への情報提供としての利用

①他の病院、診療所、薬局、訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ、介護サービス事業者等との連携
②利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
③他の医療機関等からの照会への回答
④入居者の診察等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
⑤検体検査業務等の業務委託
⑥契約者及びその家族等への病状説明
⑦保険事務の委託
⑧審査支払機関へのレセプトの提供
⑨審査支払機関または保険者からの照会への回答
⑩その他、入居者への介護保険事務に関する利用

3.その他の利用

①介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
②外部監査機関への情報提供

※上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。
※お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
※これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。
※上記利用目的以外に入居者の個人情報を利用する場合は、あらかじめ入居者の同意をいただくこととといたします。

１２．介護事故発生時の対応及び防止等について

①　入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、入所者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じます。

② 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
③ サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
④ 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底します。
⑤ 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行います。

１３．虐待の防止のための措置について

当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
（２）虐待防止のための指針を整備します。
（３）虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

２ 当施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

１４．損害賠償について(契約書第 11 条、第 12 条参照)

当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、入居者及び契約者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

なお、施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

１５．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)持ち込みの制限

当施設は、入居者の共同生活の場として居室及び共用施設等を使用していただくことから、入居にあたり、原則として以下のものは持ち込むことができません。

①危険物(果物ナイフ、はさみ、縫い針等)及びその他銃刀法に違反するもの
②貴金属(高額な指輪、腕時計等)及び貴重品
③賞味期限が短く、一度に食べきれない量の食品

※ ご来所時に入居者に食べ物を持参される場合は、その時に食べきれるだけの量をお持ちください。

また残った食べ物はフロアでもお預かりすることができますので、職員に声をかけて下さい。なお、お預かりいただけない食べものによるトラブルに関しては一切の責任を負いかねます。

※　善良な管理者としての注意義務をもって、適切な方法によりサービスを提供しておりますが、認知症の症状のある方などによる「自傷行為、紛失又は破損、賞味期限の切れた食品の摂取行為」などが考えられます。やむを得ず制限された物品の持ち込みを希望される場合は、生活相談員までお申し付け下さい。

※　入居者等の自己の責に帰すべき事由により損害が発生した場合又は故意に制限された物品を持ち込まれたことにもっぱら起因として損害が発生した場合は、損害賠償責任を負いかねる場合があります。

(2)面会

面会時間（午前）10:00～11:00　（午後）2:00～4:30

※来訪者は、必ずその都度、備え付けの面会用紙に必要事項をご記入ください。

※できるだけ来訪日程を予め当施設へご連絡頂きご予約にご協力願います。

(3)外出・外泊(契約書第 22 条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、１ヵ月につき連続して７泊、複数の月をまたがる場合には連続して 13 泊以内とさせていただきます。

(4)食事

食事が不要な場合は、３日前までにお申し出下さい。7 日前までに申し出があった場合には、別紙(3)に定める食事代は減免されます。

(5)施設・設備の使用上の注意(契約書第 10 条参照)

①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6)喫煙

施設内の喫煙スペースはありません（全館禁煙）

１６．提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無　　実施していません。
実施した直近の年月日　　－
実施した評価機関の名称　　－
評価結果の開示状況　　－

同　意　書

ユニット型指定地域密着型介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者　金沢市材木町 21 番 21 号
社会福祉法人久楽会
ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設　特別養護老人ホーム金澤備中

令和　　年　　月　　日

職名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。また、事業者が業務上知り得た入居者及び契約者又はその家族等に関する個人情報を、事業所での個人情報の利用目的に則して、利用及び提供することについて同意しました。

令和　　年　　月　　日

契約者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入居者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家族代表者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約者及び入居者は、当施設のパンフレット、広報誌、ホームページ等における入居者個人の写真の掲載に

・同意します
・同意しません